

令和8年度 山形県立寒河江高等学校 仕様書

1 ソフトウェア

No.	種類	規格・仕様	本数
1	サーバ用OS	Windows Server 2025 Standard相当	1
2	サーバ用クライアント制御	Windows Server 2025 Device CAL相当	43
3	クライアント用OS	Windows 11 Pro 相当	43
4	画像編集ソフト	GIMP 相当	43
5	統合ソフト	SA35 Office Professional Plus PC相当 5年+1年	43
6	動画編集ソフト	Corel VideoStudio 2023 B&E Academic License(最新版)相当	1
7	画像描画ソフト	CorelDRAW Graphics Suite2026(最新版)相当	1
8	PDF加工ソフト	Corel PDF Fusion Academic(最新版)相当	1
9	クライアント環境復旧ソフト	Chieru WinKeeper ネットワーク版(50ライセンス) 相当	1

2 ハードウェア

No.	種類	規格・仕様	台数
1	管理用・ファイルサーバ	Xeon 6325P(3.5GHz) 相当、HDD(SAS)4TB×2(RAID1)、Mem16GB、LAN1000Base-T×2(管理用ポート含む)、DVD-ROM、キーボード、光学式スクロールマウス	1
2	UPS装置	停電時サーバが安全にシャットダウンするまでの容量(750VA程度)を持つもの	1
3	生徒用コンピュータ	Intel(R) Core(TM) i3-13100相当、SSD:256GB、Mem:16GB、LAN:1000Base-T、ノート型、光学式スクロールマウス	42
4	教師用コンピュータ	Intel(R) Core(TM) i5-14100相当、SSD:256GB、Mem:16GB、LAN:1000Base-T、DVD-スーパーマールチドライブ、デスクトップ型、キーボード、光学式スクロールマウス	1
5	サーバ用ディスプレイ	液晶型ディスプレイ21.5inch以上、スピーカ内蔵	1
6	ディスプレイ	液晶型ディスプレイ21.5inch以上、スピーカ内蔵	24
7	カラーレーザプリンタ	A3対応、モノクロ20ppm以上、カラー20ppm以上、LAN対応、2段以上	1
8	モノクロレーザプリンタ	A3対応、20ppm以上、LAN対応、2段以上	1
9	スキャナ付インクジェットプリンタ	A3対応、LAN対応	2
10	プロジェクタ	3000ANSIルーメン以上、超単焦点モデル	1
11	スクリーン	100インチ	1
12	CAI装置	SKYMENU PRO + LNET連携中間モニターシステム相当 ソフトウェアCAIまたはハードウェアCAI、音声及び画面の送信、受信、発表、モニタリング、リモート制御、縮小一覽受信	1
13	ネットワーク機器	SW-HUB(うち1ポート1G光ポート対応)等、教室内のネットワーク、インターネットサーバ接続、48ポート	1

【設置・設定について】

- 1 令和8年10月1日にコンピュータシステムの稼動ができるようにすること。
- 2 本システムの設置に必要な部材一式及びハードウェアの調整並びにソフトウェアのインストール等の機器の据付調整及び動作確認試験は受注者の負担とすること。
- 3 学校で指示するフリーソフトウェアのインストール・設定等に対応すること。
- 4 授業用校内LANへの接続を行い、インターネット接続が行えるようにすること。
- 5 更新機種に対応したLAN等の配線をする事。

【保守の範囲について】

- 1 保守の対象は、受注者が発注者に貸与する機器類一式としソフトウェアを含むものとする。
- 2 受注者は、機器類が正常に動作しない場合、発注者からの連絡を受けてから24時間以内に設置場所に技術員を派遣し、問題切り分け(原因箇所の特定)等の初期対応を行うものとする。
- 3 受注者は、機器類が正常に動作しない原因がハードウェアである場合は、初期対応日の翌日から起算して3日以内に修復可能な場合は修復作業により対応するものとし、修復までに4日以上必要となる場合は機器の交換による修復を行うこと。また、原因がソフトウェアである場合は、再インストールや再設定などの修復作業を当該設置場所において速やかに行なうこと。
- 4 受注者は、機器類が正常に動作しない場合、修復作業期間中に同等の機能を有する代替機器を設置するなど、問題の一時的回避措置が可能な場合には、甲の承認によりこれを行うことができるものとする。
- 5 機器類を交換する場合には、当該機器の記憶装置の内容を完全に消去し、機器類に保存されている設定情報及びソフトウェア、データ等が外部に流出しないよう措置しなければならない。
- 6 受注者が保守作業を行う場合は、予め作業の日程を発注者と調整し、発注者の業務に影響を及ぼさない日程で行うものとする。また、発注者は、業務に支障がない範囲で保守業務に協力するものとする。
- 7 機器類の保守費用は、次の各号に定めるものを除き受注者の負担とする。
 - (1)発注者の故意又は重大な過失により生じた機器類の調整、修理又は部品の交換等に要する費用
 - (2)作業にあたり必要とする動力費等
- 8 受注者は、本契約に基づいて行った保守作業について、受注者の書式の書面により発注者に報告書を提出するものとし、報告内容に疑義がある場合は誠意を持って対応するものとする。
- 9 サーバ用OS及びクライアント用OSのリビジョン並びにそれに付随するミドルウェアバージョンは、常に最新のバージョンを適用させることとし、受注者が作業を行うものとする。また、当該最新バージョンの適用作業により、既導入済みの各種ソフトウェアの最新バージョンへの適用作業が必要になった場合についても、受注者が作業を行うものとする。なお、これら作業に係る費用は受注者が負担するものとする。
- 12 県の都合により機器類の設定変更が生じる場合は、受注者が作業を行うものとする。なお、当該作業に係る費用は受注者が負担するものとする。
- 13 県の都合により新たにソフトウェアを導入する必要がある場合は、受注者がインストール作業を行うものとする。なお、当該作業に係る費用は受注者が負担するものとする。